

居宅介護支援重要事項説明書

1. 居宅支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	いきいきプランセンター
所在地	岐阜県可児市矢戸67番地
電話番号	0574-48-8173
介護保険指定番号	2173101003
サービスを提供する地域	可児市・美濃加茂市・御嵩町・多治見市

(2) 職員体制

・管理者 1名

・介護支援専門員 3名

※介護支援専門員一人当たりの給付管理数

厚生労働大臣提示の数（常勤職員以外は常勤換算を行った数）

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。 但し、国民の休日に関する法律に定める祝日、振替休日ならびに12月31日から翌年1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで。

(4) 24時間連絡・相談体制

必要に応じ利用者等への相談に対応する体制を確保しています。

対応時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分
電話番号	0574-48-8173
その他の時間（土曜・日曜・祝日・夜間）は 上記番号より携帯電話に転送され、電話当番の介護支援専門員が対応します。	

(5) 当事業所の居宅介護支援の特徴

①運営の方針

- ・心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、可能な限り、ご自宅において自立した生活を営めるよう支援していきます。
- ・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努め、居宅サービス事業所、医療サービス等との連携に十分に配慮していきます。
- ・利用者の意思及び人権を尊重して、常に利用者の立場に立って偏ることなく公正中立に提案していきます。

※利用者は担当介護支援専門員に対し、居宅サービス計画の作成にあたり複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。※詳細内訳の説明を希望される方には別紙にてご説明いたします。

※利用者が病院又は診療所に入院した場合、担当の介護支援専門員の氏名と連絡先を入院先病院又は診療所にお伝えください。

②居宅介護支援の実施概要

- ・厚生労働省の定める手法により、ケアプランを作成しております。

2. 居宅介護支援の内容

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業者との連絡調整
- ③サービス実施状況把握、評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する協力、援助
- ⑦相談業務

※①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。

3. 利用料金

要介護または要支援認定を受けられた方は、居宅介護支援に対する費用は全額介護保険により負担されるため、自己負担はありません（利用料を支払う必要がありません）。

※保険料の滞納等により、介護保険による負担がされない場合、1か月につき要介護度に応じて下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

【居宅介護支援費】

要介護度	金額（1か月につき）
要支援1, 2	4, 512円
要介護1, 2	11, 088円
要介護3, 4, 5	14, 406円

※地域区分別の単価（7級地10, 21円）を含む。（中山間地域等を除く）

【特定事業所加算Ⅲ】

人材確保や、サービス提供に関する定期的な会議や研修を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合基本料金に加えて算定されます。

(3, 298円/1か月につき)

【個別加算】

厚生労働省が定める介護保険法の規定に基づき、利用者の状態（調整等）により基本料金に加えて算定されます。

4. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回
要支援認定者については、少なくとも3月に1回

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5. サービス内容に関する相談、苦情について

(1) 当事業所が提供する居宅介護支援に関する相談、苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談、苦情を承ります。

【苦情申立の窓口】

いきいきプランセンター 苦情担当者 川人 智津美	所在地 可児市矢戸67番地 電話番号 0574-48-8686/0574-48-8173 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)
---	--

(2) 相談及び苦情に円滑かつ迅速に対応するための手順

- ①苦情があった場合は苦情の内容を詳しく伺い、速やかに問題の原因を解明し検討する。
- ②検討の内容を利用者に報告し、具体的な対応をとる。
- ③一連の事項を記録・保管し、再発防止に努める。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

- ①苦情があった場合は早急に利用者との連絡を取り、詳しい事情を伺い、サービス事業者側へ連絡を取る。
- ②サービス事業者側と十分話し合い、問題を解決した上で再度利用者との連絡を取り対応する。
- ③一連の事項を記録・保管し再発を防止する。

(4) その他の参考事項

普段から苦情が出ないようにサービス提供を心がけています(サービス事業者との連携を密にとる等)。

【行政機関その他苦情受付機関】

可児市介護保険課 (介護事業者係)	所在地 可児市広見1-1 電話番号 0574-62-1111 受付時間 9:00~16:00 (土日祝は休み)
美濃加茂市介護保険課 (介護保険係)	所在地 美濃加茂市太田町3431-1 電話番号 0574-25-1111 受付時間 8:45~16:45 (土日祝は休み)
御嵩町保険長寿課 (介護保険係)	所在地 可児郡御嵩町御嵩1239-1 電話番号 0574-67-2111 受付時間 8:30~17:15 (土日祝は休み)
多治見市高齢福祉課 (介護運営グループ)	所在地 多治見市音羽町1-233 電話番号 0574-25-1111 受付時間 8:30~17:15 (土日祝は休み)
国民健康保険団体連合会 (介護・障害課苦情相談係)	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内 電話番号 058-275-9826 (直通) 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)
岐阜県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内 電話番号 058-278-5136 (直通) 受付時間 9:00~16:00 (土日祝は休み)

6. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修の実施などの措置を講ずるよう努めます。

7. 身体拘束の適正化について

事業所は、拘束廃止に向けた意識を持ち利用者の尊厳ある生活のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修の実施などの措置を講ずるよう努めます。

8. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者及び家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷・

長時間の拘束などの迷惑行為・セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

9. 業務継続計画について

事業所は、感染症、災害の発生においてもその業務を継続するための必要な体制の整備を行うとともに研修の実施などの措置を講ずるよう努めます。

10. 個人情報の利用および保護について

個人情報の利用については、下記により必要最低限の範囲内で使用します。

(1) 使用目的

- ①介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- ②上記①の他、介護支援専門員または介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- ③現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者・家族が体調を崩し、又は怪我等で病院へ行った時に医師・看護師等に説明する場合。

(2) 個人情報を提供する事業所

- ①居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- ②病院または診療所（体調を崩し又は怪我等で診療することとなった場合）

(3) 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

(4) 使用する条件

- ①個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者にもれることのないよう細心の注意を払う。
- ②個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。